

事業費補助金調査票(表)

補助金名	保育士処遇改善費補助金
------	-------------

担当課	健康こども部 保育課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	03	02	04	15 - 05
事業名	保育士確保・処遇改善促進事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	県補				
補助の種類	事業				

R5実施計画額	94,410	千円
R4 予算額	98,534	千円
R3 決算額	92,712	千円
R2 決算額	84,858	千円
R1 決算額	71,548	千円
H30 決算額	69,600	千円
H29 決算額	41,507	千円

事業の趣旨・目的	待機児童の解消を図るために保育施設が新設され、保育士不足が深刻化していく中で、常勤保育士の月額給与の上乗せ補助、及び、市内の保育施設に勤務した年数に応じた一時金の交付を行うことにより、保育士が働きやすい環境を整備し、保育士の確保・定着を図り、待機児童の解消に寄与するとともに充実した保育サービスを提供する。	補助対象者・経費・補助率	【補助対象者】 保育所 特定地域型保育事業所 認定こども園 【補助対象経費】 ・毎月給与の上乗せに係る経費 ・勤務年数に応じた一時金に係る経費 【補助率】 ・毎月給与の上乗せ 月額 20,000円(上限) ・勤務年数に応じた一時金 1年～3年 36,000円 4年～6年 72,000円 7年～9年 108,000円 10年～12年 144,000円 13年以上 180,000円 【国県等の補助率】 ・毎月給与上乗せ分 県:市補助額の50% ・一時金分:市単独補助 【近隣自治体の補助率】 ・印西市:月額40,000円(うち県補助10,000円) ・佐倉市:月額26,000円(うち県補助10,000円)	
開始年度	平成 29 年度			
根拠法令等	(市) 成田市特定地域型保育事業所運営費等補助金交付規則、成田市特定教育・保育施設運営費補助金交付規則、成田市保育士処遇改善費補助金交付要綱 (県) 千葉県保育士処遇改善事業費補助金交付要綱 千葉県保育士処遇改善事業実施要綱			
留意事項				
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)		成果指標	
	金額	件数		割合
	全体事業費	97,113		
	うち市補助金	57,552		33 59.3%
	うち国補助	0		0.0%
	うち県補助	35,160		36.2%
	自己負担	4,401	4.5%	
	成果指標:月額給与上乗せ、年度末の一時金の対象者数 (単位:人)			
	年度	数値		
	令和3年度	月額327、一時金255		
	令和2年度	月額288、一時金241		
	令和元年度	月額252、一時金195		

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標である、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	待機児童の解消を図るために保育施設が新設され、保育士不足が深刻化する中、安定した保育サービスを提供するために、保育士の処遇改善事業は市民ニーズに適合する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	いいえ	市内勤務保育士を確保するため、毎月の給与上乘せ分として県補助要綱に基づき月額2万円を支給することに加え、年度末一時金についても、年度途中の退職を防ぎ保育士の定着を図る目的とし、併せて交付することにより、他自治体と同水準を維持する必要がある。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	月額給与上乘せ、年度末の一時金の補助対象者数 R2年度:月額288人、一時金241人 R3年度:月額327人、一時金255人
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	待機児童の解消は、引き続き対応しなくてはならない課題であり、保育士の処遇改善は保育士確保として有効と考える。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	<p>本事業の目的は、保育を支える保育士の確保に必要な措置を講ずること、待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことである。</p> <p>本市の補助水準は近隣自治体と同程度となっている。待機児童の解消は、本市において重要な課題の一つであり、保育を支える保育士の処遇改善は安定した保育サービスの提供に必要な不可欠であることから、今後も補助事業を継続して実施する。</p>		